

防衛施設周辺におけるNHK放送受信料の助成制度の継続を求める意見書

昭和57年以降、防衛省は米軍岩国基地の周辺住民を対象に、航空機騒音によるテレビ視聴障害を認めNHK放送受信料の一部を助成してきた。

ところが本年1月、防衛省は会計検査院から、「米軍岩国基地に配備される機種の変更による騒音状況の変化、住宅防音工事の進捗等によって、テレビ音声の聞き取りにくさは改善されている」との指摘を受け、米軍岩国基地周辺助成対象区域について他の防衛施設周辺助成対象区域と同様にNHK放送受信料の助成制度廃止を含む見直しを行い、該当世帯に通知した。

しかし、米軍岩国基地においては、本年3月に米軍厚木基地からFA-18スーパーホーネット等、空母艦載機約60機の移駐が完了し、航空機約120機となる極東最大級の基地となったところである。

言うまでもなく、移駐後の米軍岩国基地での離発着回数は急増し、本年4月に入って騒音苦情件数が過去最多となっている。

また、本年5月には、硫黄島で空母艦載機着陸訓練（FCLP）が行われた際の予備基地として米軍岩国基地が指定された。さらに、FCLPの前に行われる集中的な訓練、九州沖における空母着艦資格取得訓練（CQ）の実施など、米軍岩国基地を拠点に活動が活発化し、騒音苦情件数もさらに増加傾向にある。

会計検査院からの「テレビ放送の聴取障害は改善されている」との今回の指摘については、現在まで、防衛省から岩国市に対し、何ら明確な根拠が示されていないことから、到底納得できるものではなく、市民感情と大きな乖離があり、余りにも配慮を欠くものと言わざるを得ない。

防衛省は、こうした状況を十分認識した上で、空母艦載機移駐後の騒音調査を行い、その実態を具体的に示す必要がある。

よって、岩国市議会は、防衛省に対し、騒音調査前の岩国市・和木町のNHK放送受信料の助成廃止を含む見直しについては一旦凍結し、騒音調査の結果が示されるまでの間、NHK放送受信料の助成制度の継続を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日

岩 国 市 議 会